

公民館使用時の留意事項（共通）

公益財団法人千葉市教育振興財団

【公民館使用制限】

団体の活動が以下のいずれかの場合に該当するときは、公民館の使用はできません。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 2 次の社会教育法第23条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。
 - (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
 - (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になるとき。
- 4 講師の私塾的な使用その他これに類するものと認めるとき。
- 5 そのほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

上記各号に該当すると公民館長が判断したときは、使用の中止及び以後の使用をお断りすることがあります。

このほか、各公民館の定める団体の最少人数を上回っていても、1家族での団体使用は認められません。

また、通常と異なる使用（団体登録時に「公民館の使用内容」として記入した内容以外の使用）を予定しているときは、事前に公民館の職員にご相談ください。

【施設の使用について】

- 1 使用の際は、窓口職員にIDカードを提示してください（代表者の欠席などでIDカードが当日持参できない場合、事前に公民館の職員にご相談ください）。
- 2 貴重品等の管理は、使用する皆様ご自身でお願いいたします。盗難・紛失等の損害について、公益財団法人千葉市教育振興財団（以下、財団という）は責任を負いません。
- 3 都合により予約した施設の使用を取りやめるときは、速やかにちば施設予約システムで取消しするか、公民館に取消しを依頼してください（電話でも結構です）。
- 4 予約済みの部屋であっても、財団の事業等の開催に伴い、変更していただく場合がありますのでご承知おきください。
- 5 公民館は多くの市民の方が使用する施設です。近隣の住民や他の使用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 6 食事会・宴会等、もっぱら飲食のみを目的とした使用はできません。
※調理室等で調理するときや地域活動に伴う茶菓等小規模の飲食は除きます。
- 7 会員の全員が未成年の団体が使用者登録するときは、事前に公民館の職員にご相談ください。

(令和4年度版)

※会員の全員が15歳未満の団体は使用できません（中学生の場合15歳でも不可）。

- 8 私物やごみはお持ち帰りください。
- 9 定められた使用時間を守って使用してください（使用時間には準備、後片付けを含みます）。
- 10 使用後は、使用した団体で原状復帰した上、責任者が「公民館使用報告書」を窓口に提出して手続を完了してください。
- 11 公民館内及び敷地内は禁煙です。
- 12 コピー機等公民館の備品は、原則として公民館内の活動に関する場合に限り利用できます。
- 13 公民館使用中に事故が発生したときは、その種類及び程度の大小にかかわらず、必ず職員に報告してください（けが等の状況によっては、公民館が加入している総合補償制度が適用されます）。
- 14 建物・備品・器具その他公民館の施設・設備を破損・滅失した場合は、その損害を賠償していただくことがあります。

[駐車場の利用について]

- 1 できるだけ徒歩や自転車、あるいは公共交通機関を利用しての来館をお願いします。
- 2 駐車場の利用は、団体が公民館を使用する時間（21：00閉鎖）に限ります。
また、駐車台数が限られていますので、各公民館の指示に従って駐車してください。
- 3 駐車場で発生した事故等については、財団は責任を負いません。
- 4 公民館周辺での路上駐車など違法駐車は絶対にしないでください。

[その他]

- 1 公民館は、館によって施設の規模（部屋の広さ・数、駐車・駐輪場等）や備品の数など差異があります。初めて使用する公民館には、事前に一度使用方法等についてご相談ください。
- 2 以下の物品等は、公民館の活動に使用するもので、かつ適正に安全管理されている場合を除き、館内に持ち込めません。
 - (1) 動物（法律で定める身体障害者補助犬を除く）
 - (2) 酒類
 - (3) ガス、燃料、火気・火薬、毒性・酸化性物質などの危険物
 - (4) 刃物等鋭利な物
 - (5) 衛生上その他の理由により他の使用者に著しく不快感を与えるおそれのある物
- 3 団体の代表者の交替など、登録事項に変更が発生した時は、速やかに公民館にご連絡ください。
- 4 団体の代表者は、この文書の留意事項を会員に説明し情報共有してください。
- 5 この文書に記載のない事項については、館長の指示に従ってください。